

# 国民健康保険請求の手引

(保険薬局)

令和6年4月現在

◎高知県内の市町村国保と医師国保組合は、被保険者証の記号・番号を数字に統一して、被保険者一人ひとりに設定しています。

	保険者名	保険者番号	電話番号	給付割合	記号・番号 (枝番)
市	高知市	390013	(直)088 (823) 9 3 5 9	国保 7割	被保険者証等のとおり
	室戸市	390021	(直)0887 (22) 5 1 3 3		
	安芸市	390039	(直)0887 (35) 1 0 0 2		
	南国市	390047	(直)088 (880) 6 5 5 5		
	土佐市	390054	(直)088 (852) 7 6 2 5		
	須崎市	390062	(直)0889 (42) 1 3 5 5		
	土佐清水市	390088	(直)0880 (82) 1 1 0 8		
	宿毛市	390096	(直)0880 (62) 1 2 3 3		
	四万十市	390104	(直)0880 (34) 1 1 1 4		
	香南市	390112	(直)0887 (57) 8 5 0 6		
	香美市	390120	(直)0887 (53) 3 1 1 5		
	郡	東洋町	390203		
奈半利町		390211	(直)0887 (38) 8 1 8 1		
田野町		390229	(直)0887 (38) 2 8 1 2		
安田町		390237	(直)0887 (38) 6 7 1 2		
北川村		390245	(直)0887 (32) 1 2 1 4		
馬路村		390252	(直)0887 (44) 2 1 1 2		
芸西村		390260	(直)0887 (33) 2 1 1 2		
大川村		390419	(代)0887 (84) 2 2 1 1		
土佐町		390427	(直)0887 (82) 1 1 1 0		
本山町		390500	(直)0887 (76) 2 1 1 5		
大豊町		390518	(代)0887 (72) 0 4 5 0		
佐川町		390708	(直)0889 (22) 7 7 0 6		
越知町		390716	(直)0889 (26) 1 1 1 5		
中土佐町		390724	(直)0889 (52) 2 2 1 3		
日高村		390740	(直)0889 (24) 5 0 0 1		
橋原町		390799	(直)0889 (65) 1 1 7 0		
大月町		390831	(直)0880 (73) 1 1 1 3		
三原村		390864	(直)0880 (46) 2 1 1 1		
いの町		391003	(直)088 (893) 1 1 1 7		
津野町		391011	(直)0889 (55) 2 3 1 4		
仁淀川町	391029	(直)0889 (35) 1 0 8 0			
四万十町	391037	(直)0880 (22) 3 1 1 7			
黒潮町	391045	(直)0880 (43) 2 8 0 0			
組合	医師国保	393025	(直)088 (824) 8 8 0 8	上記と同様	
県外分の取扱い	全国土木	133033	03 (5210) 4 3 8 4		
	中央建設	133264	03 (6709) 2 9 2 9		
	全国建設工事業	133298	03 (5652) 7 0 0 1		
	全国歯科	093013	088 (823) 7 3 6 9		
	中四国薬剤師	333039	086 (231) 1 7 3 8		
	建設連合	233064	03 (3504) 1 2 4 1		
	全国左官	133231	03 (3269) 4 7 7 8		
全国板金	133280	03 (3453) 8 4 6 4			

## 請求書及び明細書の編綴・集計要領

請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。

### 1 オンライン又は光ディスク等による請求について

オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)

「紙レセプト分」、「福祉医療費請求書」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。

※返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。

### 2 紙レセプト請求について

○保険者番号毎に請求書を作成してください。(下図参照)

○請求書への集計は制度別でレセプトの本人家族欄の区分毎に集計してください。(下図参照)

○県内分については公費分点数の集計及び記載は不要です。県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。

○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、薬局コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。

※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキスで留めてください。

※保険者番号毎に制度別でレセプトの本人家族欄の区分順(右図のとおり)にレセプトをまとめてください。レセプトがばらばらにならないように、クリップや輪ゴム等でまとめてください。

※OCR打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で、抹消してください。

※提出の際は、県外分と県内分が混ざらないよう別まとめにしてください。

### 3 請求の取り下げについて

○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で毎月20日(県外分は17日※ただし、令和6年12月は16日)まで依頼が可能です。

○過去分: 再審査等請求書を提出してください。

### 4 特別療養費レセプト(国保被保険者資格証明書による療養分)の取扱いについて

特別療養費のレセプトは、レセプトの上部余白へ特別療養費と朱書きし、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴じて提出してください。(請求書への集計は不要です。)

※電子レセプトではなく紙レセプトで提出してください。

### 5 福祉医療費請求書の編綴と集計方法について

#### 編綴方法

請求書(集計票)を一番上にして、福祉医療費請求書は、法別番号毎にまとめてください。

#### 請求書(集計票)記載方法

法別番号毎に集計し、「公費法別」欄に法別番号、「件数」欄に合計件数、点数の請求であれば「点数」欄に合計点数、金額の請求であれば「金額」欄に合計金額を記載してください。

※高知市分は公費併用レセプトとして支払基金へ提出してください。

#### お問い合わせは 業務課業務係 (088)820-8407 までお願いします。

### 6 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について

交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☒」を記載し、摘要欄に事故対象点数を記載してください。

お問い合わせは 業務課求償係 (088)820-8421 までお願いします。

## 調剤報酬明細書(レセプト)等受付締切日

○直接持参分、郵送分とも調剤報酬明細書(レセプト)・福祉医療費請求書の受付締切日は、毎月10日(17時までの必着)です。

※10日が土・日・祝日の場合は、本会事務所で9時から17時まで受付します。

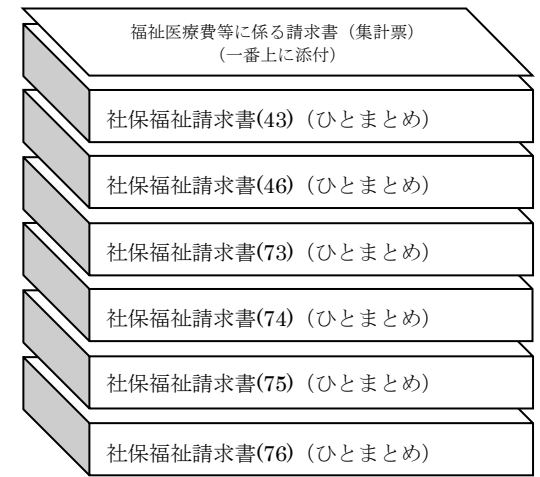
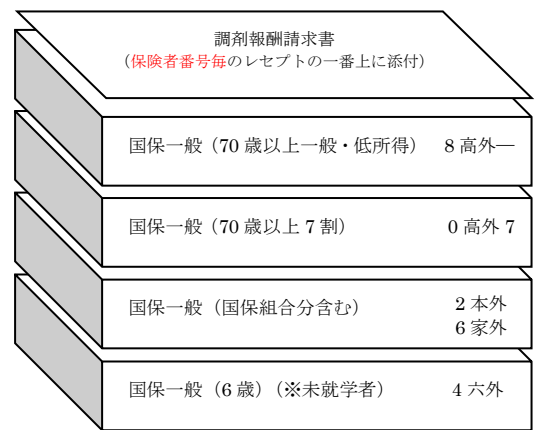
○オンライン請求については、毎月10日までに請求確定をお願いします。

なお、請求確定は、内容を確認のうえ1回で確定されるようご協力をお願いします。

5~7日は8時~21時、8~10日は8時~24時まで請求可能です。(土・日・祝日を含む)

※受付締切日は厳守してください。

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに保険者に連絡ください。



〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査課 第4係 (088)820-8404

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>

# 後期高齢者医療請求の手引

(保険薬局)  
令和6年4月現在

	市町村名	保険者番号	電話番号	給付割合	被保険者番号	請求書及び明細書の編綴・集計要領
市部	高知市	39392014	(直)088 (823) 9380	7割	8桁の数字	<p>請求書と明細書(以下「レセプト」という。)は次の要領で編綴してください。</p> <p><b>1 オンライン又は光ディスク等による請求について</b></p> <p>オンライン又は光ディスク等による請求分については、県内分・県外分にかかわらず請求書の作成・提出は不要です。(光ディスク等での請求の際は、「光ディスク等送付書」を添付してください。)</p> <p>「紙レセプト分」の請求についてのみ請求書の提出が必要となります。</p> <p>※返戻レセプトの再請求については、紙媒体のみで返戻されたレセプトは紙媒体で再請求できます。オンライン請求システムからダウンロードできるレセプトの再請求はオンラインでの再請求になります。</p> <p><b>2 紙レセプト請求について</b></p> <p>○保険者番号毎に請求書を作成してください。</p> <p>○請求書への集計は、給付割合毎に集計してください。(下図参照)</p> <p>○県内分は公費点数の集計及び記載は不要です。<b>県外分の公費併用分(県単公費、公費(法別)19、62、66を除く)のみ公費負担医療欄に再掲してください。</b></p> <p>○月遅れ請求分も当月請求分と一緒に編綴・集計してください。ただし、<b>薬局コードが異なる場合はコード別に請求書が必要です。</b></p> <p>○請求書は後期高齢者医療用を使用してください。※旧様式(連記式)の県内用請求書は使用できません。</p>
	室戸市	39392022	(直)0887 (22) 5133			
	安芸市	39392030	(直)0887 (35) 1002			
	南国市	39392048	(直)088 (880) 6556			
	土佐市	39392055	(直)088 (852) 7636			
	須崎市	39392063	(直)0889 (42) 1355			
	宿毛市	39392089	(直)0889 (62) 1233			
	土佐清水市	39392097	(直)0880 (82) 1108			
	四万十市	39392105	(直)0880 (34) 1114			
	香南市	39392113	(直)0887 (57) 8506			
香美市	39392121	(直)0887 (53) 3115				
郡部	東洋町	39393012	(直)0887 (29) 3394	8割	9割	<p>※レセプトの続紙及び添付書類は糊付けではなく、ホッチキスで留めてください。</p> <p>※保険者番号毎で本人家族欄の区分順(上図のとおり)にレセプトをまとめてください。</p> <p>レセプトがばらばらにならないように、<b>クリップや輪ゴム等でまとめてください。</b></p> <p>※OCR打ち出しレセプトを訂正して請求する場合は、OCRエリアの数字をすべて「—」線(横線)で抹消してください。</p> <p>※提出の際は、<b>県外分と県内分が混ざらないよう別まとめにしてください。</b></p> <p><b>3 請求の取り下げについて</b></p> <p>○当月分: 電話あるいは再審査等請求書で<b>毎月20日(県外分は17日※ただし、令和6年12月は16日)まで</b>依頼が可能です。</p> <p>○過去分: 再審査等請求書を提出してください。</p> <p><b>4 特別療養費レセプト(後期高齢者資格証明書による療養分)の取扱いについて</b></p> <p>特別療養費のレセプトはレセプトの上部余白へ<b>特別療養費</b>と<b>朱書</b>し、県内分・県外分にかかわらず上記「2」のレセプトとは別綴で提出してください。(請求書への集計は不要です。)</p> <p>※<b>電子レセプトではなく紙レセプトで提出してください。</b></p> <p><b>5 交通事故等「第三者傷害」のレセプトの記載について</b></p> <p>交通事故等の第三者傷害によるレセプトには、「特記事項」欄に「10・第三」又は「☒」を記載し、摘要欄に<b>事故対象点数</b>を記載してください。</p> <p>お問い合わせは <b>業務課求償係 (088)820-8421</b> までお願いします。</p>
	奈半利町	39393020	(直)0887 (38) 8181			
	田野町	39393038	(直)0887 (38) 2812			
	安田町	39393046	(直)0887 (38) 6712			
	北川村	39393053	(直)0887 (32) 1214			
	馬路村	39393061	(直)0887 (44) 2112			
	芸西村	39393079	(直)0887 (33) 2112			
	本山町	39393418	(直)0887 (76) 2115			
	大豊町	39393442	(代)0887 (72) 0450			
	土佐町	39393632	(直)0887 (82) 1110			
	大川村	39393640	(代)0887 (84) 2211			
	いの町	39393863	(直)088 (893) 1117			
	仁淀川町	39393871	(直)0889 (35) 1080			
	中土佐町	39394010	(直)0889 (52) 2213			
	佐川町	39394028	(直)0889 (22) 7706			
	越知町	39394036	(直)0889 (26) 1115			
	栲原町	39394051	(直)0889 (65) 1170			
	日高村	39394101	(直)0889 (24) 5001			
津野町	39394119	(直)0889 (55) 2314				
四万十町	39394127	(直)0880 (22) 3117				
大月町	39394242	(直)0880 (73) 1113				
三原村	39394275	(直)0880 (46) 2111				
黒潮町	39394283	(直)0880 (43) 2800				
<p><b>高知県後期高齢者医療広域連合</b></p> <p>電話 088 (821) 4526 [資格] / 088 (821) 4896 [給付]</p> <p>FAX 088 (821) 4518</p>						

◎お願い 交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものについては、速やかに高知県後期高齢者医療広域連合に連絡ください。

- 調剤報酬明細書(レセプト)受付締切日は国民健康保険の締切日と同様です。
- 国保分と後期高齢者医療分は別々にまとめて提出してください。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

**高知県国民健康保険団体連合会**

電話 審査課 第4係 (088)820-8404

ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>